調査報告書（有機加工食品の生産行程管理者）

調査日　　　　　年　　月　　日　　　　検査員名

事業者名（代表者名）	（　　　　　　　　　　）		
農林物質の種類	□有機農産物加工食品　□転換期間中有機農産物加工食品 □有機畜産物加工食品　□有機農畜産物加工食品		
外注業務 ※　□有・□無	外注内容：		
認定内容等の変更事項　（合意書第 11、19、32 条）			
担当者の変更	□有・□無	施設の変更	□有・□無
製造品目の変更	□有・□無	使用機械等の変更	□有・□無
その他　変更事項			
認定証等の保管	□有・□無	認定証等の複写の提供の適切性	1・2・3
①　前回の判定結果通知における業務改善の状況			
②　事業者全体についての所感（経営状況、他）			
③　認定内容の変更（担当者、施設、加工品目等）			
④　認定証等の複写の提供の適切性			

※　外注業務がある場合は「書類：外注先の確認」合わせて作成する。（認技二の 1(2)）

【評価基準】①：適　②：やや不適　③：不適

生産及び保管に係る施設の確認（認技ー）

確　認　事　項	施設使用目的	原材料保管	製造・加工・包装	製品・包材保管
	施設番号			
①　施設の配置及び規模		1・2・3	1・2・3	1・2・3
②　原材料等保管状況（区分方法等）		1・2・3	1・2・3	1・2・3
③　保管原材料の格付表示及び名称等の表示		1・2・3	1・2・3	1・2・3
④　製品保管状況（区分方法等）		1・2・3	1・2・3	1・2・3
⑤　JAS マーク・マーク入り包材の保管状況		1・2・3	1・2・3	1・2・3
⑥　施設への有機看板の掲示		□有・□無	□有・□無	□有・□無
⑦　機械・器具への有機看板の掲示		□有・□無	□有・□無	□有・□無
⑧　給水設備	□上水道 □井戸（水質検査書の保持）	1・2・3	1・2・3	1・2・3
⑨　施設・敷地内の整理整頓（清掃用具含む）		1・2・3	1・2・3	1・2・3
⑩　施設内の清掃及び衛生管理の状況 施設内の薬剤使用　□有・□無 ある場合　資材名：＿＿＿＿＿＿		1・2・3	1・2・3	1・2・3

（特記事項）
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩

（不適合事項）

生産行程の内部規程に基づく確認事項

【評価基準】①：適　②：やや不適　③：不適

1. 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進 （認技二 1(1)）
担当する者の資格及び人数について （認技三）

確　認　事　項	評　　価
①　計画立案と適切性	1・2・3
②　計画の推進状況	1・2・3
③　届出事項の変更について適切な対応（事前の届出等）	1・2・3
④　責任者及び担当者の設置人数の適切性	1・2・3
⑤　責任者・担当者の資格要件（体制・略歴書等の書類との照合）	1・2・3
（特記事項） ① ② ③ ④ ⑤	
（不適合事項）	

※　講習会修了証書の保管確認は不要とした。事務局で事前に受講の有無を確認し検査員へ通知する。

2. 異常等への対処について （認技二 1(3)）

確　認　事　項		評　　価
①　異常事態の発生の有無		□有・□無
（ありの場合）対処方法の適切性		1・2・3
処理の記録の保存		1・2・3
異常の詳細	発生日　：　　　　年　　月　　日 対応者名： 発生内容： 生産行程管理責任者らへの報告：□有・□無 具体的な対応： 認定機関への報告：□有・□無	
（特記事項） ①		
（不適合事項）		

3. 原材料及び添加物の受入れ、保管、格付の表示の確認について （認技二 2(1)）

確　認　事　項	評　　価
①　原材料及び添加物の受入れ時の確認	1・2・3
②　受払い記録の作成状況（格付の表示の確認の記録含む）	1・2・3
③　入荷に伴う納品書等の保管	1・2・3
④　使用する原材料及び添加物等に組換えＤＮＡ及び放射線照射の把握	□有・□無

⑤　主な原材料受入先	1.	2.	3.		
⑥　原材料使用状況（自 20　　年　　月　　日～　至 20　　年　　月　　日）（単位：kg）					
原　料　名	繰　越	仕　入	使用量	廃棄量	残　量
（特記事項） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
（不適合事項）					

※　①生産者等の認定の継続が分かる書類等の入手が望ましい。
※　④配合割合などを示す規格書や証明書等の入手と保存を確認する。

4. 原材料及び添加物の配合割合について　（認技二 2(3)）

確　認　事　項	評　　価
①　配合割合の記録の作成状況(有機原材料以外の③+④の 5%以下の適合性を含む)	1・2・3
②　有機原材料以外の原材料の使用（５％未満）	□有・□無
ア）非有機原材料の使用理由の適切性	1・2・3
イ）有機原材料が入手困難な場合にその理由を認定機関へ通知しているか	□有・□無
③　日本農林規格別表１の添加物の使用	1・2・3
④　申請書(加-12 原材料使用割合)記載以外の原材料の使用	□有・□無
（特記事項） ① ② ③ ④	
（不適合事項）	

5.製造、加工、包装、保管その他の工程について　（認技二 2(4)）

確　認　事　項	評　　価
①　製造・加工に係る記録の作成状況	1・2・3
②　包装に係る記録の作成状況	1・2・3
③　保管に係る記録の作成状況	1・2・3
④　原材料容器等の証票の処分（方法：　　　　　　　　　　　　）JAS 法 19 条	1・2・3
⑤　防虫・防鼠対策（使用薬剤：　　　　　　　　　　　　　　　　）	1・2・3

具体的な実施者（　　　　　年____回）及び実施状況	
記録の作成状況	1・2・3
⑥　ボイラーの使用　□有・□無	1・2・3
ボイラー清缶剤の使用　□有・□無　（商品名：　　　　　　　　　　）	
（特記事項） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥	
（不適合事項）	

※　⑦ボイラー清缶剤の使用がある場合は、混入防止方法を確認して特記事項に記載する。

6. 使用機械、器具等の管理について（認技二 2(5)）

確　認　事　項	評　価
①　清掃記録の作成と製造記録との整合性	1・2・3
②　機械・器具の洗浄等での薬剤の使用（使用薬剤：　　　　　　　　）	1・2・3
薬剤使用後の洗浄等の汚染防止方法	
（特記事項） ① ②	
（不適合事項）	

7. 管理記録等の作成と保存について（JAS 法施行規則第 46 条一ニ(11)、認技二 2(6)）

確　認　事　項	評　価
①　規程に基づいた管理記録の適切な作成	1・2・3
②　管理記録や根拠となる書類の適切な期間の保存	1・2・3
（特記事項） ① ②	
（不適合事項）	

※　消費するまでの期間が 1 年以上の加工食品は出荷日から 3 年間、消費するまでの期間が 1 年未満の加工食品は出荷の日から 1 年間保存する。

8. 苦情への対処について（認技二 2(7)）

確　認　事　項	評　価
①　規程に基づいた苦情処理	1・2・3
苦情の発生の有無	□有・□無

（ありの場合）対処方法の適切性		1・2・3
処理の記録の保存		1・2・3
苦情の詳細	発生日　：　　　年　　月　　日 対応者名： 発生内容： 生産行程管理責任者らへの報告：□有・□無 具体的な対応： 認定機関への報告：□有・□無	
（特記事項） ①		
（不適合事項）		

※　苦情処理のマニュアル等が別途整備されていれば規程への具体的記載は求めない。

9. 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関への通知について（認技二 2(8)）

確　認　事　項	評　価
①規程に基づいた管理は適切か	1・2・3
②計画の立案とその適切性　（提出日：　　　　　　　　　　　）	1・2・3
③計画の推進状況	1・2・3
④外注管理の計画の立案及び推進	1・2・3
（特記事項） ① ② ③ ④	
（不適合事項）	

10. 認定機関の確認業務等の受入れについて（認技二 2(9)）

確　認　事　項	評　価
①　規程に基づいた受入れ	1・2・3
②　責任者・担当者の立会い（立会者：　　　　　　　　　　　）	1・2・3
③　管理記録や根拠となる書類の提示	1・2・3
（特記事項） ① ② ③	
（不適合事項）	

11. 内部規程の適切な見直しについて（認技二 4）

確　認　事　項		評　　価
①　規程に基づいた定期的な見直しができているか		1・2・3
②　定期的な見直しの実施年月日	年　　　月　　　日	
③　定期的な見直しを実施したことが確認できる記録の作成の有無		□有・□無
④　従業員（有機作業従事者）への周知		1・2・3
⑤　見直しにおける変更事項の認定機関への適切な届出		1・2・3
（特記事項） ① ② ③ ④ ⑤		
（不適合事項）		

※「見直し」とは、規程に改訂が必要か否かを確認することであり、「改訂」とは見直し作業の結果、見直す必要があった場合に規程を変更することである。「見直し」と「改訂」の用語は意味の違いを含め、適切に使い分けること。「見直しをしなかった」ということと「改訂をしなかった」ということは同義ではない。

格付規程に基づく確認事項

12. 生産行程の検査について （認技四の 1(1)、検査方法三 1～4)担当する者の資格及び人数について （認技五）

確　認　項　目	評　　価
① 規程に基づいた生産行程の検査（規程内容の把握・理解度）	１・２・３
② 責任者及び担当者の設置人数の適切性	１・２・３
③ 責任者・担当者の資格要件（体制・略歴書等の書類との照合）	１・２・３
④ 生産行程の検査の実施の有無	□有・□無
⑤ 生産行程の検査の記録の作成の適切性（規程に定めた書式を使用していたか）	１・２・３
⑥ 生産行程の検査の為の記録類は検査時に作成されていたか	１・２・３
⑦ 管理記録や根拠書類で荷口の生産行程がトレースできるか	１・２・３
（特記事項） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	
（不適合事項）	

13. 格付の表示と JAS マーク管理について （認技四 1(2)、2、3）

確　認　事　項						評　　価
① 規程に基づいた格付の表示						１・２・３
② ＪＡＳマークのサイズ・登録認定機関名の略称の適切性						１・２・３
③ ＪＡＳシール及びマーク入包材の使用記録						１・２・３
④ ＪＡＳマークの作成方法	□購入（　財団・印刷会社等　/　ラベル・包材・シール等　） □自社作成　　□その他（　　　）					
⑤ ＪＡＳマークの表示場所	□包材　　□容器　　□送り状					
⑥ ＪＡＳマークの管理実績（自 20　年　月　日～至 20　年　月　日）（単位：　　）						
種　類	前回在庫	仕入数	使用数	破棄数	当日在庫	確認方法
						実数・書類
						実数・書類
						実数・書類
						実数・書類
（特記事項） ① ② ③ ④ ⑤						

⑥
(不適合事項)

※　ＪＡＳマーク・マーク入り包材の保管状況は、「生産及び保管に係る施設の確認の⑤」に記載する。

14. 格付後の荷口の出荷と処分について （認技四 1(3)）

確　認　事　項				評　　価
①　規程に基づいた格付後の荷口の出荷と処分				1・2・3
②　出荷記録の作成状況				1・2・3
③　出荷伝票等の作成と当該伝票等への有機表示の適切性				1・2・3
④　出荷前の荷口の区分保管の適切性				1・2・3
⑤　格付後に不適合となった加工食品の処分記録と格付表示の除去又は抹消方法				1・2・3
⑥　主要出荷先	1.	2.	3.	
(特記事項) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥				
(不適合事項)				

※　格付後の処分が発生した理由及び処分方法を特記事項に記載する。

15. 出荷後に有機JAS規格に不適合となった荷口への対応について （JAS 法第 19 条 12、認技四 1(4)）

確　認　事　項	評　　価
①　規程に基づいた不適合品の対応	1・2・3
②　不適合品の特定（該当する加工食品、出荷先、数量等）	1・2・3
③　出荷先等への通知（有機加工食品でなくなった理由、ＪＡＳマークの除去等）	1・2・3
④　出荷後の不適合品に対する取扱い(回収や処分等)とその記録方法	1・2・3
⑤　認定機関への報告	1・2・3
(特記事項) ① ② ③ ④ ⑤	
(不適合事項)	

※　出荷後に不適合と判明した有機加工食品の対応等について特記事項に記載する。

16. 格付に係る記録の作成と保存について（JAS 法施行規則第 46 条一二(10)(11)、認技四 1(5)）

確　認　事　項	評　　価
①　規程に基づいた記録作成と保存状況	1・2・3
②　格付実績報告書の作成と期限までの提出について	1・2・3
（特記事項） ① ②	
（不適合事項）	

※　消費するまでの期間が 1 年以上の加工食品は出荷日から 3 年間、消費するまでの期間が 1 年未満の加工食品は出荷の日から 1 年間保存する。

17. 認定機関の確認業務等の受入れについて（認技四 1(6)）

確　認　事　項	評　　価
①　規程に基づいた受入れ	1・2・3
②　責任者・担当者の立会い（立会者：　　　　　　　　　　　）	1・2・3
③　管理記録や根拠となる書類の提示状況	1・2・3
（特記事項） ① ② ③	
（不適合事項）	

18. 名称及び原材料名の表示について（認技四 3、食品表示基準第 2 章及び第 4 章）

確　認　事　項	評　　価
①　規程に基づいた格付の表示	1・2・3
②　有機加工食品の名称・原材料名の表示	1・2・3
③　主な名称及び原材料名の表示方法 （名称：　　　　　　　　原材料名：　　　　　　　　　　　） （名称：　　　　　　　　原材料名：　　　　　　　　　　　）	1・2・3
④　転換期間中の表示の適切性　　　　　　　（取扱い：□有・□無）	1・2・3
⑤　食品表示基準に基づいた一括表示 包材ファイルの作成・保持・更新状況　（格付担当者らの意識など）	1・2・3
⑥　格付された有機加工食品を原材料として出荷　　　　　□有・□無 業者間取引における原材料として出荷する場合の表示は適切か	1・2・3
⑦　その他の表示や広告の適切性(認定内容を誤認させないか)インターネットを含む	1・2・3
（特記事項） ① ② ③ ④	

⑤ ⑥ ⑦
（不適合事項）

外注先の確認(外注先がある場合)（認技二 1(2)、2(9)、四 3、食品表示基準第 2 章第 1 節第 2 款）

外注先事業者名	
外注内容	□製造・加工の一部　□保管　□出荷　□その他 詳細：
外注先生産行程管理担当者	□有・□無　担当者名：

確　認　事　項	評　価
①　規程に外注先の管理について具体的かつ体系的に整備されているか	1・2・3
②　担当者の有機ＪＡＳ規格及び内部規程等の理解	1・2・3
③　認定機関の行う確認事項等への協力	1・2・3
④　有機に関する外注内容が契約書又は覚書に記載されているか	1・2・3
⑤　業者間取引での有機の名称及び原材料名の表示は適切か	1・2・3

（特記事項）
◎外注先事業者の概要・認定事業者との関係性などについて

①
②
③
④
⑤

（不適合事項）

外注先の生産及び保管に係る施設の確認（認技一）

確　認　事　項		施設使用目的			
		施設番号			
① 施設の配置及び規模			1・2・3	1・2・3	1・2・3
② 原材料等保管状況（区分方法等）			1・2・3	1・2・3	1・2・3
③ 保管原材料の格付表示及び名称等の表示			1・2・3	1・2・3	1・2・3
④ 製品保管状況（区分方法等）			1・2・3	1・2・3	1・2・3
⑤ ＪＡＳマーク・マーク入り包材の保管状況			1・2・3	1・2・3	1・2・3
⑥ 施設への有機看板の掲示			□有・□無	□有・□無	□有・□無
⑦ 機械・器具への有機看板の掲示			□有・□無	□有・□無	□有・□無
⑧ 給水設備	□上水道 □井戸（水質検査書の保持）		1・2・3	1・2・3	1・2・3
⑨ 施設・敷地内の整理整頓（清掃用具含む）			1・2・3	1・2・3	1・2・3
⑩ 施設内の清掃及び衛生管理の状況 施設内の薬剤使用　□有・□無 ある場合　資材名：＿＿＿＿＿＿＿＿			1・2・3	1・2・3	1・2・3

（特記事項）
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩

（不適合事項）

19. 外注先の原材料及び添加物の受入れ、保管、格付の表示の確認について （認技二 2(1)）

確　認　事　項					評　　価
①　原材料及び添加物の受入れ時の確認					1・2・3
②　受払い記録の作成状況（格付の表示の確認の記録含む）					1・2・3
③　入荷に伴う納品書等の保管					1・2・3
④　原材料使用状況（自 20　　年　　月　　日～　至 20　　年　　月　　日）（単位：kg）					
原　料　名	繰　越	仕　入	使用量	廃棄量	残　量

（特記事項）
①
②
③
④

（不適合事項）

20. 外注先の原材料及び添加物の配合割合について （認技二 2(3)）

確　認　事　項	評　　価
①　配合割合の記録の作成状況（有機原材料以外の③+④の 5%以下の適合性を含む）	1・2・3
②　有機原材料以外の原材料の使用（５％未満）	□有・□無
③　日本農林規格別表１の添加物の使用	1・2・3
④　申請書（加-12 原材料使用割合）記載以外の原材料の使用	□有・□無

（特記事項）
①
②
③
④

（不適合事項）

21. 外注先の製造、加工、包装、保管その他の工程について （JAS 法第 19 条、認技二 2(4)）

確　認　事　項	評　　価
①　製造・加工に係る記録の作成状況	1・2・3
②　包装に係る記録の作成状況	1・2・3
③　保管に係る記録の作成状況（仕掛品等保管記録）	1・2・3
④　原材料容器等の証票の処分（方法：　　　　　　　　　　　　）	1・2・3
⑤　防虫・防鼠の対策　（使用薬剤：　　　　　　　　　　　　） 具体的な実施者（　　　　　　年____回）及び実施状況	1・2・3

記録の作成状況	1・2・3
⑥　ボイラーの使用　□有・□無	1・2・3
ボイラー清缶剤の使用　□有・□無　（商品名：　　　　　　　　　　）	
（特記事項） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥	
（不適合事項）	

※　⑥ボイラー清缶剤の使用がある場合は、混入防止方法を確認して特記事項に記載する。

22. 外注先の使用機械、器具等の管理について （認技二 2(5)）

確　認　事　項	評　価
①　清掃記録の作成と製造記録との整合性	1・2・3
②　機械・器具の洗浄等で薬剤を使用　（使用薬剤：　　　　　　　　）	1・2・3
薬剤使用後の汚染防止方法	
（特記事項） ① ②	
（不適合事項）	

23. 外注先の管理記録等の作成と保存について （JAS 法施行規則第 46 条一二(11)、認技二 2(6)）

確　認　事　項	評　価
①　規程に基づいた管理記録の適切な作成	1・2・3
②　管理記録や根拠となる書類の適切な期間の保存	1・2・3
（特記事項） ① ②	
（不適合事項）	